

6 北農委連発第19号

令和 6 年10月11日

北多摩地区農業委員会連合会
構成市 会長 殿

北多摩地区農業委員会連合会
会長 榎本 一宏

令和 6 年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰候補
者の推薦について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の事業推進において、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、このことについて、今年度も下記のとおり実施いたしますので、候補者をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 推薦期限 令和 6 年11月29日（金曜日）
- 2 推薦人数 1 名（既に本会の表彰を受けた方を除く）
- 3 提出書類 表彰調書を下記メールアドレス宛に提出（公印不要）
- 4 その他 表彰式は、令和 7 年 2 月13日（木曜日）に武蔵野スイングホールレインボーサロンにて開催予定です。

担当

武蔵野市農業委員会事務局 合田・花木・森・浅賀

電 話：0422-60-1833

F A X：0422-51-9408

E-Mail：SEC-SANGYOU@city.musashino.lg.jp

北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰規定

昭和 38 年 制 定

昭和 60 年 11 月 12 日改正

平成 15 年 10 月 23 日改正

平成 18 年 10 月 13 日改正

令和 6 年 10 月 4 日改正

(目的)

第 1 北多摩地区の農業は、東京農業の中心的役割を果たしており、企業的農業経営を目指す農業経営者が多い。

各農業委員会は農業会議と連携し、特に企業的農業経営への途を探索し調査しているが、本連合会も事業の一環として、管内における優秀農業経営者等を表彰し、もって他の模範とするとともに農業経営の振興と近代化を図ることを目的とする。

(表彰対象者、要件)

第 2 表彰対象者と要件は次に定めるとおりとする。

(1) 表彰対象者

- ア 原則として個人を対象とする
- イ 農業経営を行う者で、その範囲は別表のとおりとする
- ウ 当該年度において、各市 1 名を対象とする。
- エ 同じ者の受賞は、通算して 1 回に限る。

(2) 表彰要件

次の各号のいずれかに該当する、推薦日において概ね過去 10 年以上当該農地で農業を営む者

- ア 農業経営等に関連し創意工夫を行い、経営上投下資本、労力に対する効率の高い経営を行う者
- イ 農家の生活改善でその効果顕著な者
- ウ その他、農業経営等につき特に優秀と認める者

(推薦)

第 3 推薦母体は農業委員会とし、推薦書に別に定める様式による優秀農業経営者表彰調書を付し、所定の期日までに本会事務局へ提出するものとする。

(審査)

第4 審査は理事会で行い、表彰者を決定する。また、必要に応じて実地調査を行う。

2 表彰者は本会の性格上、一市に偏することのないよう配慮するものとする。

(表彰)

第5 表彰は本会の予算の範囲内で行う。

(その他)

この規定は、令和6年10月4日から施行する。

(別表 第2関係) 農業経営の範囲

部 門	経 営 区 分
野 菜	露地野菜、施設野菜
花 卉	露地花卉、施設花卉
植 木	植木の育成、育成+造園など
果 樹	果樹
特用作物	茶、しいたけなど
酪 農	酪農（肉牛を含む）
養 豚	種豚から肉豚への一貫、肉豚
養 鶏	採卵鶏
複 合	上記のうちいずれかを併せて行う経営

※ 複合部門については、全収入の中で各部門の売上の占める割合がほぼ均衡しているものとする。